資料６

Colors, Future!
いろいろって、未来。
川崎市

事業系一般廃棄物の減量化・資源化の推進について

川崎市環境局減量推進課

本日の説明内容

Colors, Future!
いろいろって、未来。
川崎市

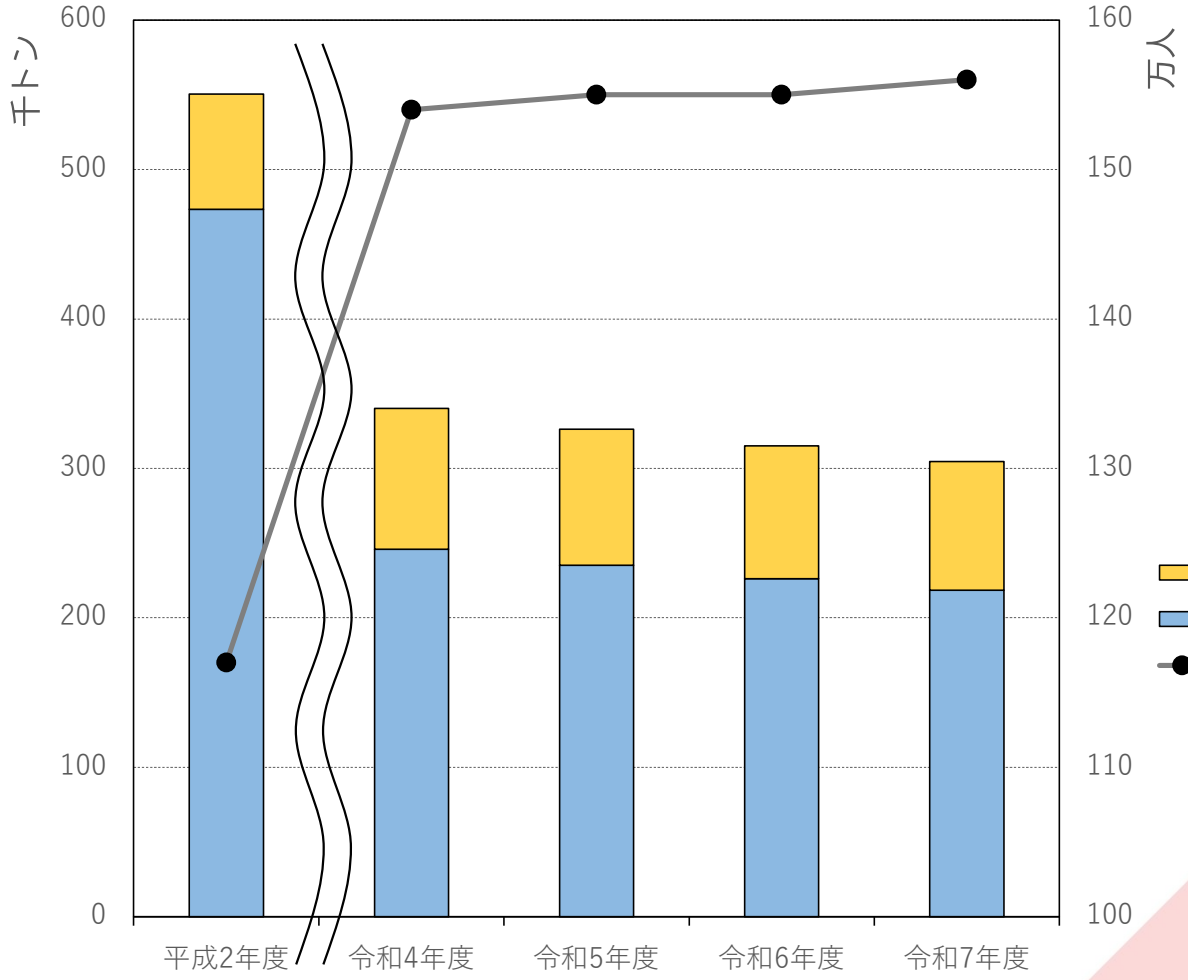
1 川崎市のごみの現状
2 排出事業者への指導
　2-1 減量化・資源化の概要
　2-2 減量化について
　2-3 食品ロスの削減について
　2-4 資源化について
3 事業系ごみの適正な分別について
　3-1 一般廃棄物・産業廃棄物の違い
　3-2 内容審査について
　3-3 排出事業者への立入調査時に多い指摘点
4 廃棄物管理票ひな型（電子データ）の提供について
5 その他
　5-1 排出事業者用一般廃棄物処理業者情報一覧の更新について
　5-2 事業系一般廃棄物多量排出事業者等の認定方法について

Colors, Future!
いろいろって、未来。
川崎市

1. 川崎市のごみの現状

Colors, Future!
いろいろって、未来。
川崎市

川崎市のごみ焼却量の推移

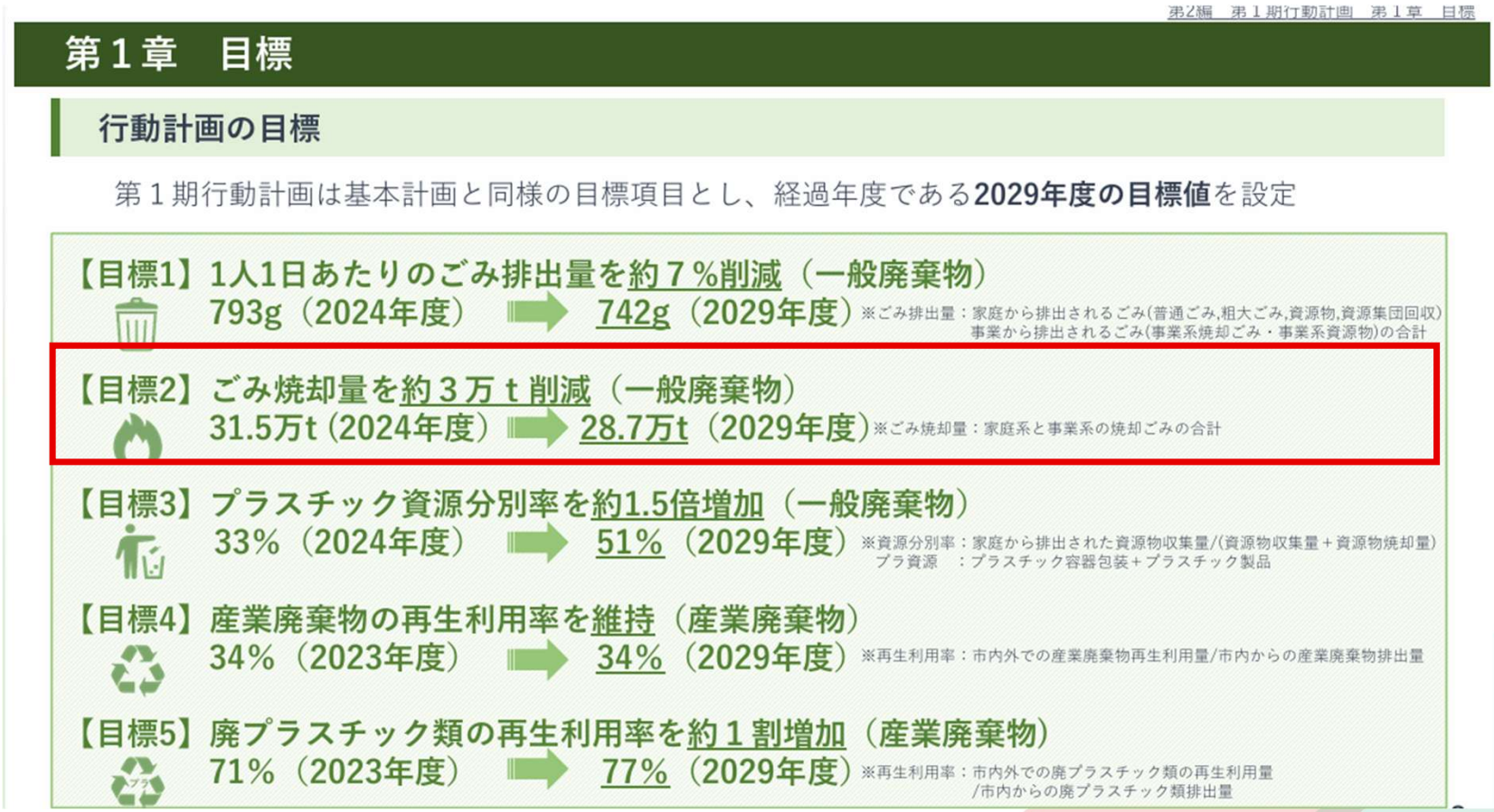


1990年から2025年までの間に**人口は39万人増加**しましたが、**ごみは25万トン減少**しました。

1. 川崎市のごみの現状

Colors, Future!
いろいろって、未来。
川崎市

川崎市循環型社会形成推進計画



第2編　第１期行動計画　第１章　目標

第１章　目標

行動計画の目標

第１期行動計画は基本計画と同様の目標項目とし、経過年度である**2029年度の目標値**を設定

【目標1】1人1日あたりのごみ排出量を約７%削減（一般廃棄物）
793g（2024年度）➡ 742g（2029年度）
※ごみ排出量：家庭から排出されるごみ(普通ごみ,粗大ごみ,資源物,資源集団回収)
事業から排出されるごみ(事業系焼却ごみ・事業系資源物)の合計

【目標2】ごみ焼却量を約３万ｔ削減（一般廃棄物）
31.5万t（2024年度）➡ 28.7万t（2029年度）
※ごみ焼却量：家庭系と事業系の焼却ごみの合計

【目標3】プラスチック資源分別率を約1.5倍増加（一般廃棄物）
33%（2024年度）➡ 51%（2029年度）
※資源分別率：家庭から排出された資源物収集量/(資源物収集量＋資源物焼却量)
プラ資源　：プラスチック容器包装＋プラスチック製品

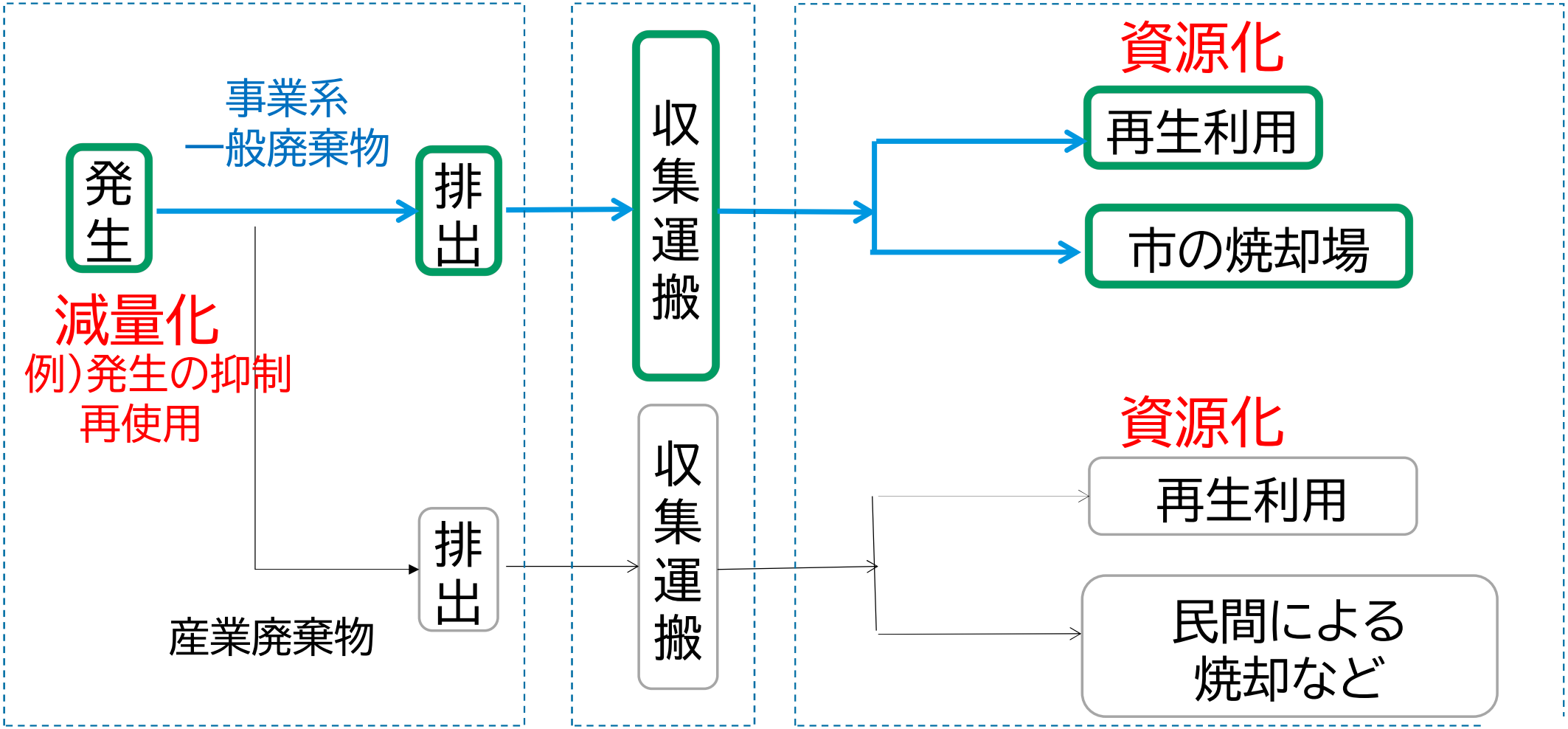
【目標4】産業廃棄物の再生利用率を維持（産業廃棄物）
34%（2023年度）➡ 34%（2029年度）
※再生利用率：市内外での産業廃棄物再生利用量/市内からの産業廃棄物排出量

【目標5】廃プラスチック類の再生利用率を約１割増加（産業廃棄物）
71%（2023年度）➡ 77%（2029年度）
※再生利用率：市内外での廃プラスチック類の再生利用量
/市内からの廃プラスチック類排出量

Colors, Future!
いろいろって、未来。
川崎市

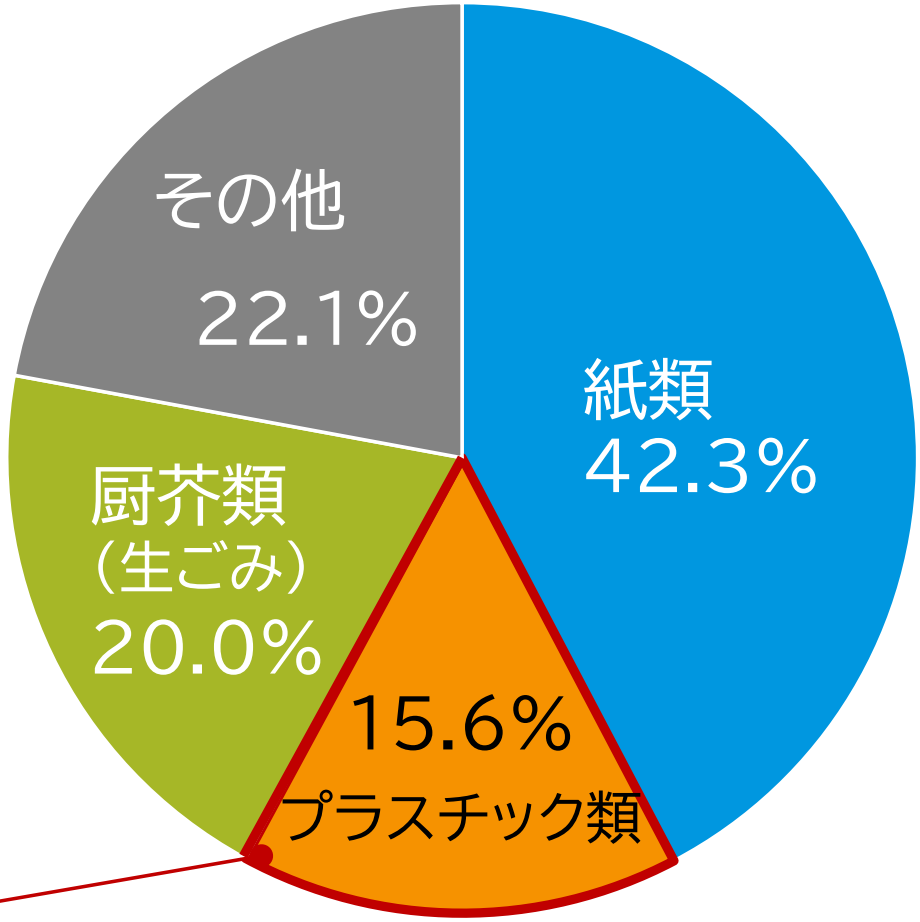
2. 排出事業者への指導
（多量排出事業者等への説明会内容）

2-1　減量化･資源化の概要



2-2　減量化について

焼却ごみの内訳（事業系廃棄物）（2025年度）



産業廃棄物
（処理センター搬入不可）

2-2　減量化について

紙類の減量化の取組事例

・両面コピーや2in1や4in1の活用
・裏紙の使用
・社内文書等の電子化
・会議時のタブレット等での資料確認

2-2　減量化について

生ごみの減量化

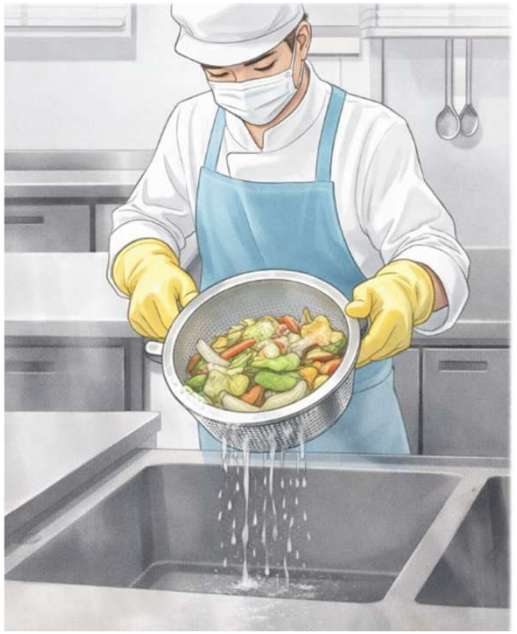
- 3きり運動(使いきり、食べきり、水きり)の実践
- 飲食店において、小盛メニュー・ハーフサイズメニューの提供
- 生ごみ処理機の活用
- 小売店におけるフードレスキューの実施
- フードバンク等の団体への寄付

2-2　減量化について

水切りの事例

望ましい取組のイメージ

- 調理くずや食べ残しは、ざる・水切りネット等で十分に水を切ってから排出
- シンク周辺やバックヤードで、日常動作の中で無理なく実施
- 排出前にひと手間加えることで、減量化と焼却負荷の低減につながります



POINT 1

水分を減らすことで排出量の抑制に寄与

POINT 2

焼却時の負荷やCO2排出の抑制に寄与

POINT 3

処理料金の削減につながる場合がある

2-2　減量化について

小盛メニュー・ハーフサイズメニューの提供

➢食べ残しの削減と生ごみの減量に効果的です





2-2　減量化について

生ごみ処理機の活用

- 生ごみ処理機を置くことで減量化･資源化につなげることができます。



2-2　減量化について
事業系生ごみリサイクル等協力事業者紹介制度

- 本市ではホームページで生ごみ処理機メーカーのご紹介を行っています。

川崎市　事業系生ごみリサイクル　検索

※現在の処理料金より安くなるケースもあります。

2-2　減量化について

小売店におけるフードレスキューの実施

- 例えば…売れ残りを減らすために、遅い時間に値引きシールを張るのもフードレスキューにあたります。



2-2　減量化について

フードバンク等団体への寄付

- フードバンク等、余った食品を回収し困窮世帯などへ配布をしている団体への寄付も考えられます。
- 減量推進課ではフードドライブの回収窓口として家庭からでる未利用食品の回収を行っています。



フードバンク等団体へ相談することで寄付につながる場合があります。

2-3　食品ロスの削減について

食品ロスとは・・・

⇒食べられるにもかかわらず捨ててしまっている食品の可食部分です

令和6年度推計

461万トン

年間に発生

うち事業系食品ロス　**237万トン**

事業系食品ロスの発生要因（例）

- 製造過程で生じる規格外品
- 期限切れ等による返品食品
- 新商品販売のため撤去された食品
- 提供できなかった仕込み済み食材
- コンビニ等で売れ残った弁当 など

⚠取り組みが進みにくい背景

・賞味期限への配慮

・衛生管理上のリスク

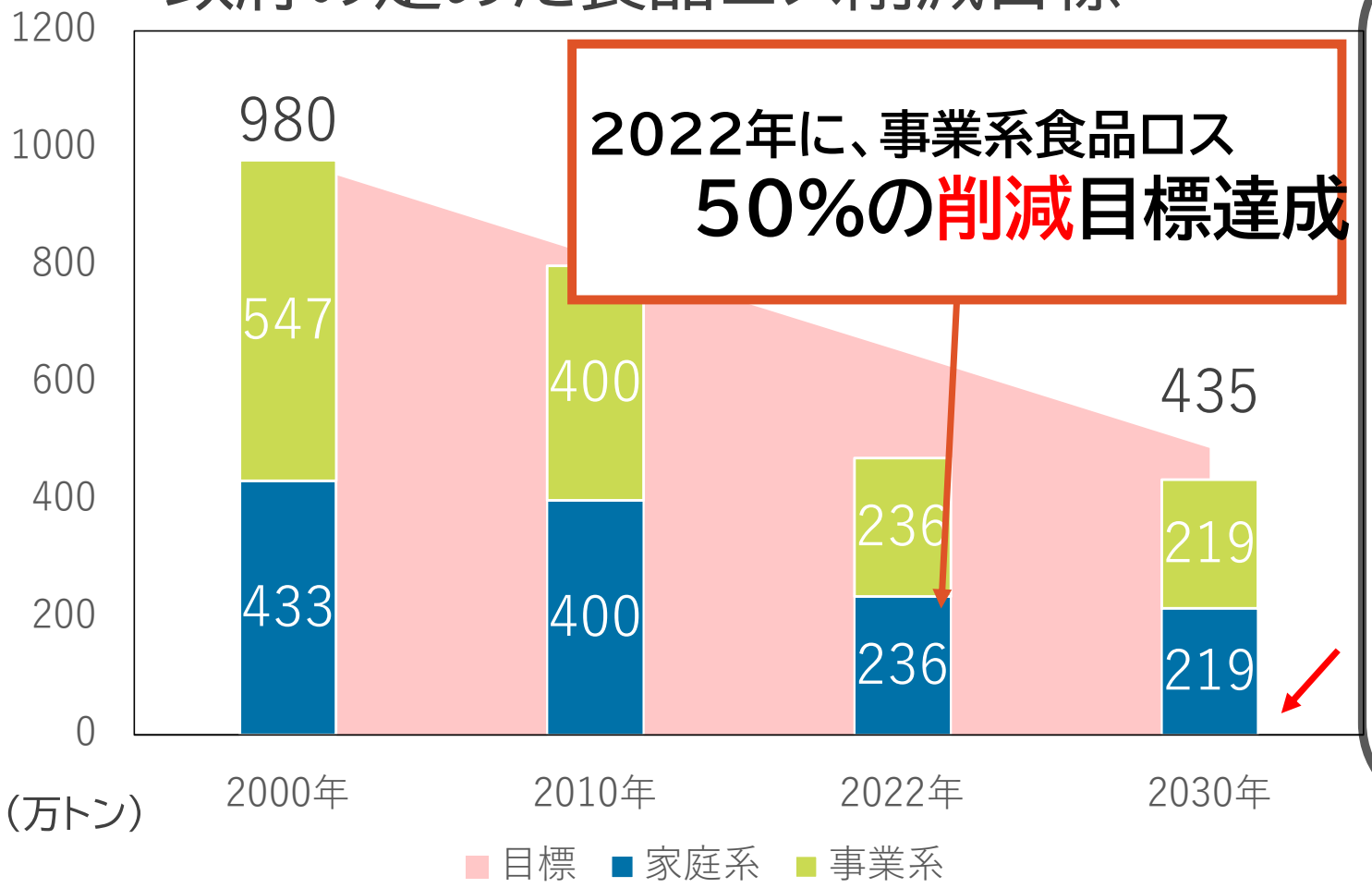
・事業者側だけでは対応しにくい場面

食品を提供する事業者と、食事をする一般市民の双方の心がけが重要です。

※農林水産省及び環境省「令和6年度推計」

2-3　食品ロスの削減について

政府の定めた食品ロス削減目標



2022年に、事業系食品ロス
50%の削減目標達成

事業系食品ロス目標

今までの目標
2000年度比50%減

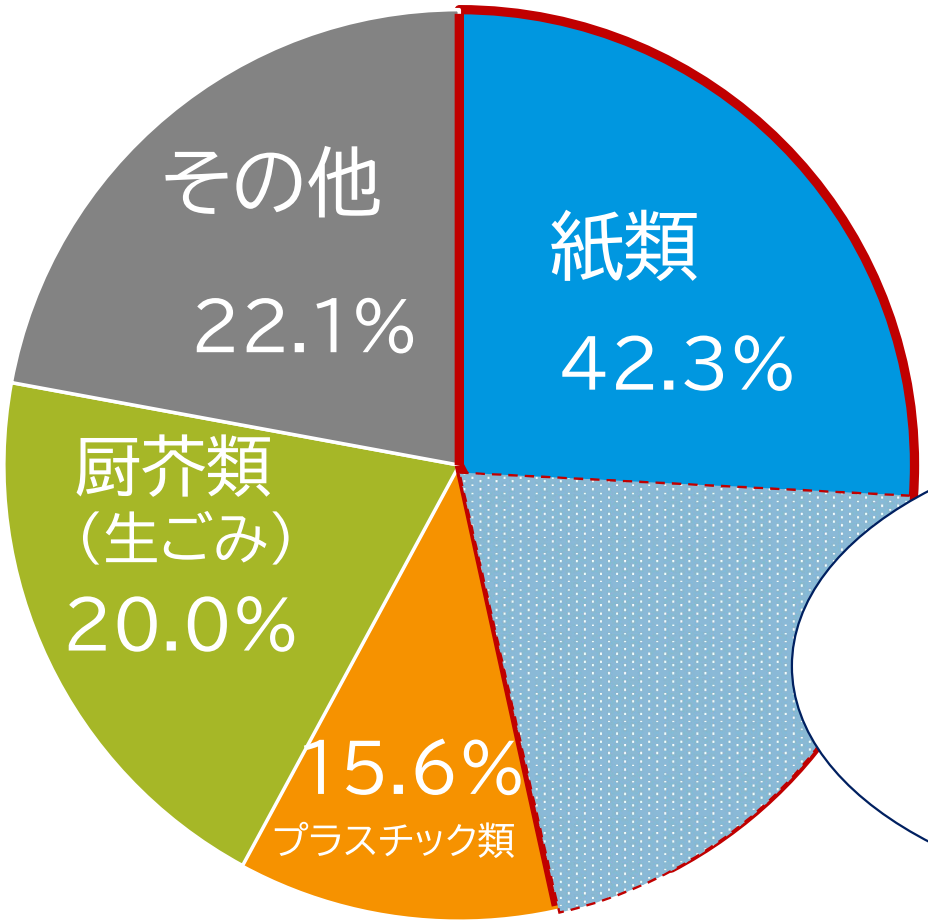
273トン

新たな目標
2000年度比60%減

219トン

2-4　資源化について

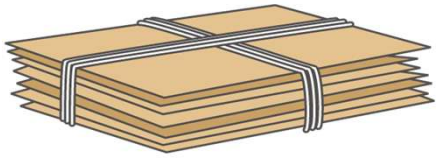
焼却ごみの内訳（事業系廃棄物）（2025年度）



紙類のうち
約45%は
資源化可能

2-4-1　紙ごみの資源化について

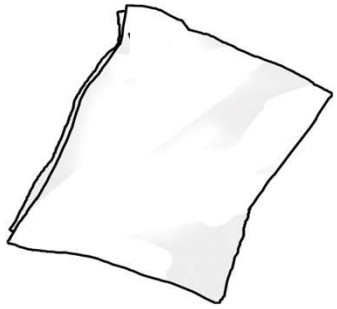
再生利用できる紙の例



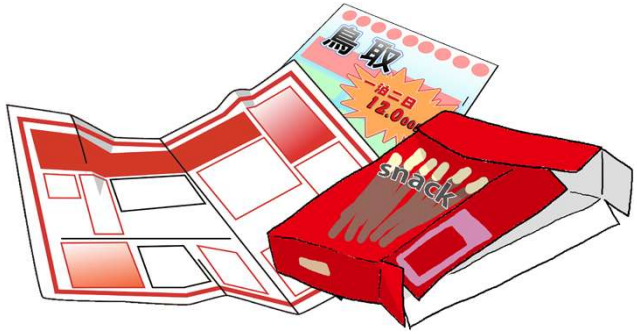
ダンボール



新聞・雑誌・紙パック



OA用紙



ミックスペーパー



シュレッダーくず

2-4-1　紙ごみの資源化について

① 現在契約されている収集運搬業者に相談

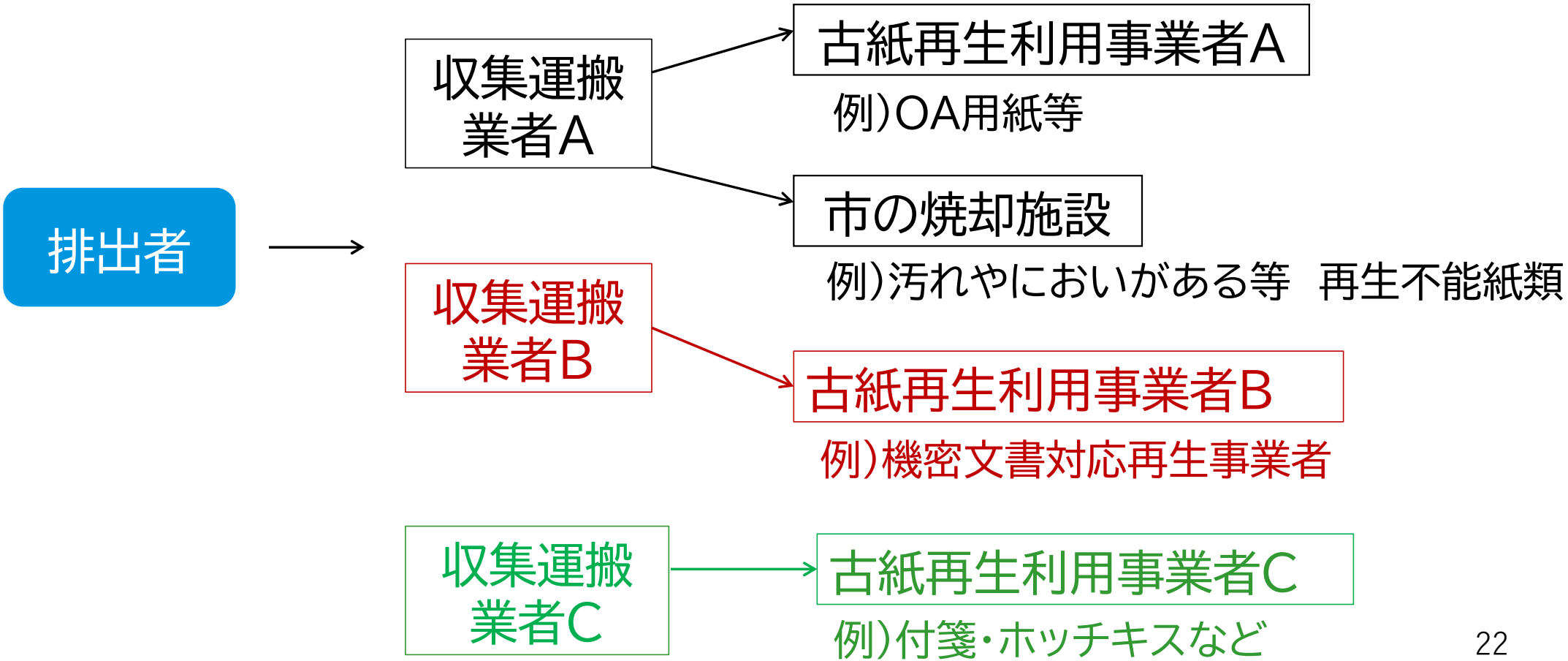
② 川崎市のホームページで「川崎市古紙リサイクル業者一覧」を公開

- 少量の紙ごみでも収集可能な業者や、お近くの受入業者を探すことが出来ます。

「古紙」のリサイクル　検索

2-4-1　紙ごみの資源化について

排出者による処理ルートの選択



2-4-1　紙ごみの資源化について

- 再生事業者が持つ設備は多種多様でありそれぞれの受入基準は異なります
 →それらの受け入れ基準に従った分別体制の構築が重要です

ポイント

1. 排出事業者自身が、分別するごみの種類や量を把握する。
2. 収集運搬業者だけでなく、再生事業者ともコミュニケーションを取る。
3. 排出の際の基準を明確にして、受入基準に従った分別体制を構築する。

収集に来る業者だけでなく「処理する再生事業者」との確認が重要です

2-4-2　生ごみの資源化について

食品リサイクル法上の「**登録再生利用事業者**」に委託する場合

登録再生利用事業者とは・・

⇒食品循環資源の再生利用を行うリサイクル業者のうち、
　優良な事業者を国が認定・登録した業者

○廃棄物処理法の特例
荷卸しに係る一般廃棄物の運搬業の許可不要

登録再生利用事業者　検索

（農林水産省HPに一覧表あり）

2-4-2　生ごみの資源化について

食品リサイクル法上の「**登録再生利用事業者**」に委託する場合

川崎市

《食品関連事業者》　　（運搬）

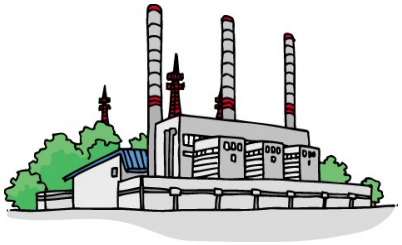




（荷積み）許可必要

B　市町村

《リサイクル業者》



（荷卸し）許可不要

川崎市内の収集運搬許可を持っている業者であれば、
市外の収集運搬の許可を持っていなくても搬入が可能

2-4-3　剪定枝の資源化について

剪定枝のリサイクルのメリット

①受け入れ基準が市の処理センターより緩やか
②チップ化され、たい肥等として使われる
③ごみ焼却量の減量につながる

「木くず（剪定枝等）」のリサイクル　検索

3　事業系ごみの適正な分別について

3-1　一般廃棄物・産業廃棄物の違い

廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）

法第2条　第2項
この法律において「**一般廃棄物**」**とは、産業廃棄物以外の廃棄物** *をいう。*

法第2条　第4項
この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。
一　事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物

一般廃棄物は、法律上で明確に定義されているわけではなく、
産業廃棄物以外の廃棄物と定められている。産業廃棄物については、
事業活動に伴って発生した、後で示す20種類のことを指している。

3-1　一般廃棄物・産業廃棄物の違い

	種類	例
1	燃え殻	コークス灰、すす、焼却灰
2	汚泥	下水汚泥、研磨汚泥、排水処理汚泥など、泥状を呈するもの
3	廃油	廃重油、絶縁油、廃溶剤
4	廃酸（pH 2~7）	酸洗工程廃液、酸性メッキ廃液
5	廃アルカリ（pH 7~12.5）	アルカリ洗浄廃液、アルカリ性メッキ廃液
6	廃プラスチック類	ビニルくず、廃タイヤ、プラスチック容器

3-1　一般廃棄物・産業廃棄物の違い

	種類	例
7	ゴムくず	天然ゴムくず、エボナイトくず、廃ラテックス
8	金属くず	缶，切削くず、打抜きくず、金属スクラップ
9	ガラスくず、コンクリートのくず及び陶磁器くず	空き瓶、ガラスくず、耐火レンガくず、コンクリート製品くず、陶磁器くず、廃石膏ボード
10	鉱さい	スラグ、ノロ、不良鉱石、金属スラグ
11	がれき類（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他小れに類する不要物）	セメントコンクリートがら、アスファルトコンクリートがら、路盤材
12	ばいじん	集じん機、サイクロンなどによる捕集ダスト

3-1　一般廃棄物・産業廃棄物の違い

	種類	例
13	紙くず（業種限定あり）	梱包紙、壁紙 裁断くず、印刷くず 製本くず、印刷くず
14	木くず（業種限定あり） パレット（業種限定なし）	廃木材、伐木、型枠 おがくず、加工木くず、型枠 木切れ
15	繊維くず（業種限定あり）	畳、壁布、カーペット 袋、木綿、羊毛、絹、麻等の天然繊維くず
16	動植物性残さ（業種限定あり）	鳥、獣、卵の殻、食品製造かす、羽毛、 醸造かす
17	動物系固形不要物（業種限定）	牛、馬、豚、その他食鳥など
18	動物のふん尿（業種限定あり）	牛、馬、豚、めん羊、鶏等のふん尿

3-1　一般廃棄物・産業廃棄物の違い

	種類	例
19	動物の死体（業種限定あり）	牛、馬、豚、めん羊、鶏等の死体
20	1～19を処分するために処理したものであり、これらの廃棄物に該当しないもの	汚泥のコンクリート固形化物

3-2　内容審査について

市の処理センターに持ち込まれたごみを、
受入基準に照らし、適正なものであるかどうかを判断する
ためにピット前で審査を行います。

①内容審査機（ベルトコンベア）への誘導、ごみの展開





3-2　内容審査について

②かぎ棒などで袋を破りながら確認・ピックアップ









3-2　内容審査について

③中身の確認、撮影、運転手への指導





3-2　内容審査について

④排出事業者への立入・指導

⇒悪質な場合は、必要に応じて排出事業者へ立入り指導を行う。

混入の多い産業廃棄物（廃プラスチック類）の例





3-3　排出事業者への立入調査時に多い指摘点

- **一般廃棄物への産業廃棄物の混入**

　　汚れているプラスチックや、PTPシート、お弁当がらなどの産業廃棄物（廃プラスチック類）に該当するものの混入が多く見受けられます。

- **リサイクル可能な紙のリサイクルについて**

　　指摘ではなく協力依頼となりますが、リサイクル可能な紙ごみのリサイクルに協力していただくよう、お声がけさせていただいております。

その他一般廃棄物の詳細に関しては減量推進課（044-200-2568）に、
産業廃棄物の詳細に関しては、廃棄物指導課（044-200-2596）へ
お問い合わせください。

Colors, Future!
いろいろって、未来。
川崎市

4. 廃棄物管理票ひな形（電子データ）の提供について

Colors, Future!
いろいろって、未来。
川崎市

川崎市では・・

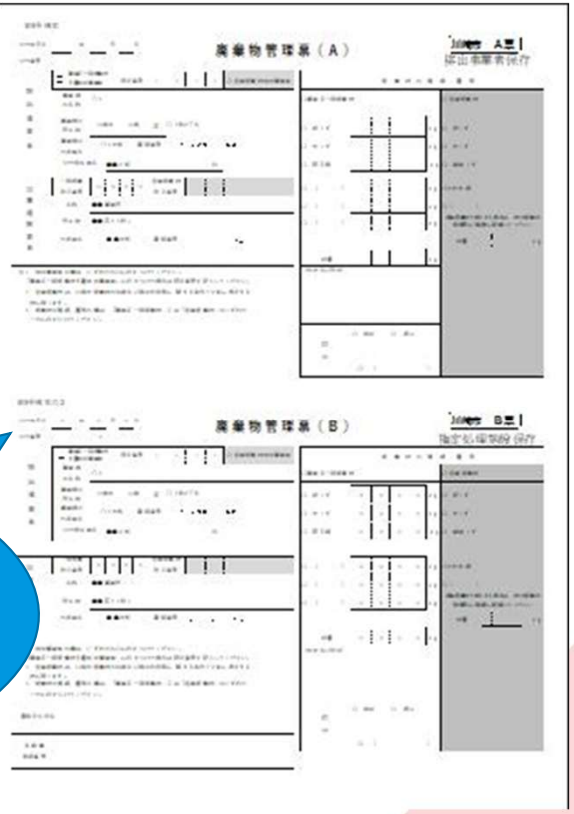
川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例に基づき
1日平均100キログラム以上又は月平均3トン以上の
事業系一般廃棄物を排出する事業者を
「事業系一般廃棄物多量排出事業者」に認定

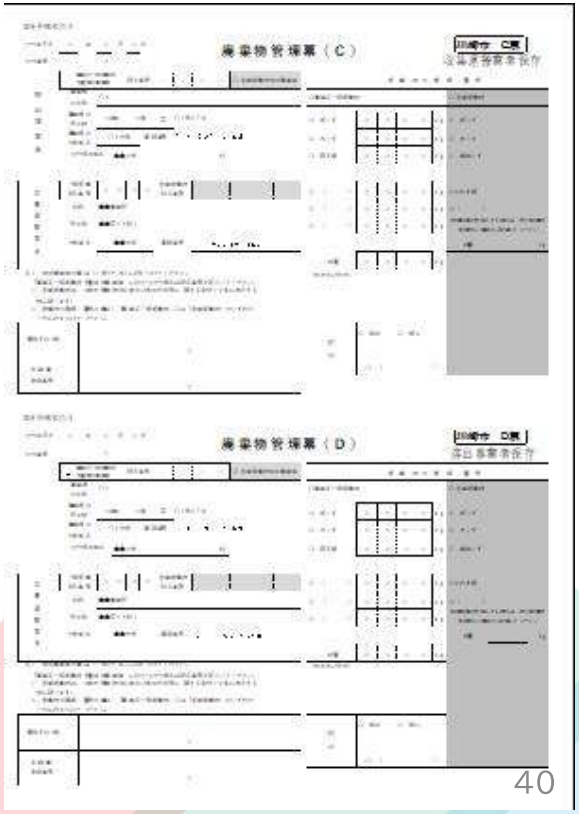


多量排出事業者に認定された事業者は
「廃棄物管理票」の使用が義務付けられている

Colors, Future!
いろいろって、未来。
川崎市

管理票ひな型
（ホームページからダウンロード）





A票に文字を入力すると
自動的にB、C、D票にも
反映されます。

Colors, Future!
いろいろって、未来。
川崎市

収集運搬業者の皆様へ

今後、排出事業者からホームページより印刷された管理票を
交付された際には以下の点に注意してご対応をお願いします。

・ホームページからダウンロードされた管理票は複写式ではない
ため、手書きする場合はご注意ください。
・今まで使用している複写式の管理票も今後も変わらず使用できます。

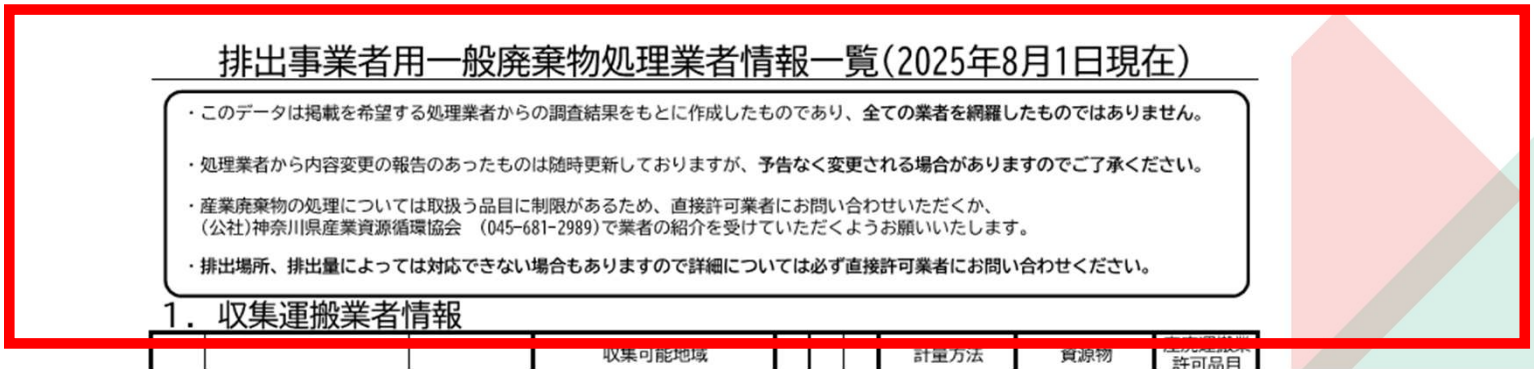
Colors, Future!
いろいろって、未来。
川崎市

5. その他

Colors, Future!
いろいろって、未来。
川崎市

5-1 排出事業者用一般廃棄物処理業者情報一覧の更新について

・お帰りの際に「収集体制に関する確認」用紙をアンケート１と併せて御提出ください。
・本日の御回答が難しい場合については、１２月２日（水）までに減量推進課宛てご提出をお願いいたします。
※最近、排出事業者から、市HP掲載情報と実際の状況が違うという苦情を多くいただいているため、掲載内容に変更等があるようでしたら、必ず御連絡をお願いいたします。


排出事業者用一般廃棄物処理業者情報一覧(2025年8月1日現在)

・このデータは掲載を希望する処理業者からの調査結果をもとに作成したものであり、全ての業者を網羅したものではありません。
・処理業者から内容変更の報告のあったものは随時更新しておりますが、予告なく変更される場合がありますのでご了承ください。
・産業廃棄物の処理については取扱う品目に制限があるため、直接許可業者にお問い合わせいただくか、
(公社)神奈川県産業資源循環協会　(045-681-2989)で業者の紹介を受けていただくようお願いいたします。
・排出場所、排出量によっては対応できない場合もありますので詳細については必ず直接許可業者にお問い合わせください。

1．収集運搬業者情報

			収集可能地域			計量方法	資源物	産廃運搬業許可品目

5-2 事業系一般廃棄物多量排出事業者等の認定方法について

①毎月、一般廃棄物収集運搬業者様から御提出いただく「一般廃棄物収集運搬業実績報告書」の1月から12月分の実績報告をもとに、排出事業者ごとに集計作業を行う。

②市で定めている事業系一般廃棄物多量排出事業者・準多量排出事業者の認定基準と照合し、該当事業者を抽出する。

③3月末頃に認定事業者に対し、認定通知を発送する。

※一般廃棄物収集運搬業実績報告書に誤りがあると、間違った認定がされてしまいます。正確な数量記載・報告に御協力ください。
また、排出事業者から「排出量が間違っているのでは？」といった問合せが多くあります。可能な限り、排出量について、排出事業者と相互確認をお願いします。

Colors, Future!
いろいろって、未来。
川崎市

更なる減量化・資源化に
ご協力をお願いします

ご清聴ありがとうございました

